市街化調整区域における社会福祉施設の立地について

（グループホームの例）

〇市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であり、開発行為、建築物の建築、用途変更等が制限されておりますが、社会福祉施設は、都市計画法に基づく許可を受けることにより、立地が可能となる場合があります。

〇グループホームの許可基準

社会福祉法第２条に規定する社会福祉事業の用に供する入所・通所人員が200人未満の施設であって、以下の要件を満たし、開発審査会の承認を得たもの

　　・施設の立地が、市町が定めた都市計画に関する基本的な方針又は市街化調整区域の整備及び保全に関する構想に適合していること。（都市計画マスタープランなど）

・市町の長から、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、立地が望ましいとする意見書があること。

・県又は市町の福祉部局と施設開設に当たり調整がついていること。

・次のいずれかに該当すること。

①近隣の医療施設や社会福祉施設と密接に連携する必要があること。

②施設の利用者の安全等を確保するため、立地場所に配慮する必要があること。

③施設周辺の資源、環境等を活用する必要があること。

　この他、敷地面積1,000㎡以上であれば、幅員６ｍ以上の通り抜け道路に接道し、セットバックすることなどの条件が必要。

※市街化調整区域においては、他に医療施設、老人ホーム等の用途により許可要件が異なります。

詳しくは、下記都市計画課までご相談ください。

○福岡県建築都市部都市計画課　開発第一係・第二係

（福岡県庁　南棟７階）

℡ 092-643-3715（直通）　fax 092-643-3716